



## 【税に関する証明書の郵送請求方法について】

### ☆ 所得証明及び課税証明書について

所得証明書とは、その年度の前年中の所得を証明する書類です。

課税（非課税）証明書とは、その年度の村県民税の税額を証明する書類です。

どちらの証明書についても、村県民税を課税している市町村で発行します。必要な年度の1月1日に住民票のあった市町村へ請求して下さい。

住民票の所在地と実際に生活の本拠地となる市町村が異なる場合には、証明書を発行できないことがありますのでご注意ください。

新年度分の証明は、その年の6月1日以降の発行になりますのでご注意ください。

### ☆ 評価証明及び名寄帳について

評価証明書とは、所有している固定資産の評価額を証明する書類です。（課税標準額は記載されません。）

名寄帳とは、所有している固定資産（土地・家屋）の一覧表です。

どちらについても、西栗倉村内にある固定資産に関する証明となります。

新年度の証明は、その年の4月1日以降の発行になりますのでご注意ください。

### ☆ 手数料について（西栗倉村の場合）

所得証明・課税証明・・・ 各1通200円

評価証明・名寄帳・・・ 各1名義200円（ただし評価証明で仮評価が必要な場合は別途200円必要）

集成図（A4又はA3サイズ）・・・ 1枚200円（A1サイズ）・・・ 1枚400円

筆図形・・・ 1筆300円

### ☆ 本人確認書類について（集成図及び筆図形に関する申請の場合は不要）

【1点で確認で確認できるもの】

運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ 写真付住基カード ・ 在留カード ・ パスポート 等

【2点で確認で確認できるもの】 下記から2点選択

健康保険証 ・ 後期高齢者証 ・ 介護被保険者証 ・ 年金手帳 等

### ☆ その他

・ 本人または本人と同一世帯の方からの請求が可能です。西栗倉村の住民票にて同一世帯であることが確認できない場合は、請求を裏付ける資料が必要となる場合があります。

・ 代理人（本人と同一世帯以外の方を含む）からの請求には委任状が必要です。

・ 委任状は、委任する方自身が書いて下さい。

・ 固定資産に関する証明（評価証明、名寄帳等）について、納税義務者本人が死亡されて、委任状が作成できない場合は、本人の相続人であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写しを添付して下さい。

### ☆ 郵送先

〒707-0503 岡山県英田郡西栗倉村大字影石33番地1

西栗倉村役場 総務企画課税務係 TEL 0868-79-2111